様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	砂川市立病院附属看護専門学校
設置者名	砂川市長　善岡　雅文

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門	看護	夜 ・ 通信	100 単位（3,015 時間）	97 単位（3,000 時間）	
		夜 ・ 通信			
		夜 ・ 通信			
		夜 ・ 通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ：http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由） なし

様式第２号の２－②【⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第２号の２－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	砂川市立病院附属看護専門学校
設置者名	砂川市長　善岡　雅文

１．大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	砂川市立病院附属看護専門学校外部評価委員会
役割	外部評価委員会の評価内容は、次の 10 項目に掲げるものとする。 ①学校経営　②教育課程・教育活動　③入学・卒業対策　④学生生活への支援　⑤管理運営・財政　⑥施設設備　⑦教職員の育成　⑧広報　⑨地域との連携　⑩自己点検・評価の検証 最終評価の結果は、学校ホームページ等により公表する。

２．外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
開業医師	２年	医師会長
前　大学学部部長	２年	専門職業人育成学専攻
公立病院看護部長	２年	地域医療機関看護部長
関係機関実習指導者講習講師	２年	前　本校副学校長
元　小学校校長	２年	本校模擬患者ボランティア
（備考）		

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	砂川市立病院附属看護専門学校
設置者名	砂川市長　善岡　雅文

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書（シラバス）を作成し、公表していること。	
（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要） 「シラバスの作成」 終講時に講義・実習ともに「学生による授業評価」「教員による授業評価」を行い、評価をもとに授業計画（シラバス）を授業担当者が見直し、学校運営会議にて承認後、学校長の決裁を得る。 「シラバスの公表時期」 学校運営会議において承認された後、新学期前３月に公表し、入学時（1 年生４ 月）に学生全員に学生便覧を配布し説明している。	
授業計画書の公表方法	HP：http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html
２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

「単位の認定」

（１）学則で定める授業科目ごとに行い、成績評価の基準を満たした者に単位の認定を行います。

（２）単位の算定基準（計算方法） 授業科目は内容により講義、演習、臨地実習等に分けており、単位計算は次の通りです。

講義及び演習	15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする
実験、演習及び実技	30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする
臨地実習	45 時間の実習をもって 1 単位とする

（３）1 単位の授業科目は「看護師養成所の運営に関する指導要領」において 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することが標準となっています。

「授業科目の評価」

（１）学科の評価法

学科成績の評価は、筆記、レポート、又はその他の方法により行います。

（２）評価の実施

原則として試験期間を設けていますが、各科目の所定の授業終了後に行うものもあります。

（３）臨地実習評価 実習成績の評価は実習取組状況、実習記録等から各実習科目の担当講師と実習指導者が行います。

（４）筆記試験の実施

①試験時間は１科目 60 分とする。但し、試験内容により変更となる。

②学生は出席番号順に窓側から着席する。

③机の中には何も入れず、机の上には筆記用具のみ（筆入れ禁）で５分前に着席する。バッグなどはロッカーにしまうこと。教室への携帯電話の持ち込みは一切認めない。

④問題用紙・解答用紙は開始の合図まで伏せておく。

⑤答用紙･問題用紙が別になっている場合には以下のことに十分に留意する。

⑤-1 問題用紙・解答用紙に番号、氏名が記載されていること。

⑤-2 解答用紙を持ち帰らないこと。

⑤-3 解答用紙を持ち帰った場合、その試験は無効となる。

⑥試験開始時間から 40 分が経過しなければ退室することはできない。

⑥-1 退室するときは解答用紙を伏せて机上に置いたまま静かに教室後方から退室する。

⑥-2 問題用紙も置いたまま退室する。

⑥-3 退室後は試験終了時間まで図書室、ゼミ 1・2、4 階ホール等で待機する。

⑥-4 問題用紙の回収が指示されている場合には試験監督が黒板に明記するので、指示に従うこと。

⑦試験終了時間になったら試験監督が解答用紙を回収する。最後まで在室していた学生は、回収が終了するまで席を立たない。

⑧学生に不正行為があった場合、試験監督の判断により教室から退室となる。またその試験は不合格とする。

⑨試験問題に関する質問には、内容に応じて対応する。質問がある場合は、着席のまま挙手をして待つ。

⑩試験当日にその理由が「やむをえない理由」に当たらない場合は、「評価を受けられない場合」とし、当該科目の履修は無効となる。

⑪試験に遅刻した学生は、試験開始 20 分までに入室した場合に受験できる。

⑫このほか、評価、履修に関わる内容は「学生便覧･教育計画」の「履修規定」に沿って判断する。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

「評価及び評価基準」

１．評価は、筆記試験、レポート、口答又は、実技試験、実習その他適宜な方法により行なうものとする。

２．学科試験は、各学期末または科目の所定の授業終了後行なうものとする。

３．臨地実習の評価は、実習指導者との協議の上、当該実習担当教員が総合的に判断して行う。但し指定された記録物が、期日に提出されなければ不合格となる場合がある。

４．評価を受けなかった場合は、当該科目の履修は無効となる。

５．成績の評価は、100 点満点とし、表で示す基準により評点が 60 点以上であった場合、合格となり、評語 A・B・C で評価する。59 点以下は不合格となり、評語は D で評価する。

判　　定		合　　格				不合格
評価	評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59 以下
	評語	A	A	B	C	D
GP（後述）		4	3	2	1	0

６．授業科目の Grade Point（以下 GP）の平均値 Grade Point Average（以下 GPA）は学修への取り組みを質的に把握するための指標である。前項の成績評価に対して、GP を設定し、授業科目の GP の平均値 GPA を算出する。

（１）GP は、Ａを 4 点及び 3 点、Ｂを 2 点、Ｃを 1 点、Ｄを 0 点とする。

（２）GPA は、GP と単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までを表示する。

（３）GPA 算入対象科目は、学則第 16 条関係別表にある授業科目とする。ただし、学則第 21 条に定める認定された入学前の既習単位は GPA 算入対象外とする。

（４）算出された GPA の目安

GPA	総合評価
3.5～4.0	大変優秀な成績
3.2～3.4	優秀な成績
1.6～3.1	平均的な成績
1.0～1.5	努力を要する成績
0～0.9	より一層努力を要する成績

客観的な指標の算出方法の公表方法	HP：http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

「卒業の要件」

１．卒業が認定されるためには、定められた修業年限以上在学し、所定の単位数を修得しなければなりません。

２．本校における授業科目は全て必修です。

修業年限	3 年以上在学（休学及び停学期間を除く）但し 6 年を越えて在学することはできません。
修得 単位数	学則別表（第 16 条関係）教育課程を参照して下さい。 1　基礎分野　15 単位 2　専門基礎分野　21 単位 3　専門分野Ⅰ　14 単位 4　専門分野Ⅱ　38 単位 5　統合分野　12 単位　合計 100 単位

卒業の認定に関する方針の公表方法	HP：http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	砂川市立病院附属看護専門学校
設置者名	砂川市長　善岡　雅文

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	機関要件の確認事務に関する指針 「国公立の専門学校で法人化されていない場合は記載不要」となっていることから未記載とする。
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
３年	昼	3015 時間／100 単位	1980 /77		1035 /23		
			単位時間／単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
105 人	91 人	0 人	12 人	100 人	112 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

授業科目及び単位（時間数）

区分		授業科目	単位（時間数）
基礎分野	科学的思考の基礎	心理学	1（30）
		教育学	1（30）
		論理学	1（15）
		文章構成	1（30）
		情報科学	1（30）
	人間と生活・社会の理解	社会学	1（30）
		生命倫理	1（30）
		人間関係論Ⅰ	1（30）
		人間関係論Ⅱ	1（30）
		英語Ⅰ	1（30）
		英語Ⅱ	1（30）
		保健体育Ⅰ	1（30）
		保健体育Ⅱ	1（15）
		文化人類学	1（15）
		日本の文化（指定規則外）	1（15）
	小計		15（390）
専門基礎分野	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	解剖生理学Ⅰ	1（30）
		解剖生理学Ⅱ	1（30）
		解剖生理学Ⅲ	1（30）
		解剖生理学Ⅳ	1（30）
		生化学	1（30）
		薬理学	1（30）
		微生物学	1（30）
		病理学	1（30）
		病態生理学Ⅰ	1（30）
		病態生理学Ⅱ	1（30）
		病態生理学Ⅲ	1（30）
		病態生理学Ⅳ	1（30）
		病態生理学Ⅴ	1（30）
		栄養学	1（30）
		臨床心理学	1（15）
	健康支援と社会保障制度	総合医療論	1（15）
		社会福祉Ⅰ	1（15）
		社会福祉Ⅱ	1（15）
		公衆衛生学	1（30）
		医療安全	1（30）
		関係法規	1（30）
	小計		21（570）

区分		授業科目	単位（時間数）
専門分野Ⅰ	基礎看護学	基礎看護学概論	1（30）
		基礎看護学方法論Ⅰ	1（30）
		基礎看護学方法論Ⅱ	1（30）
		基礎看護学方法論Ⅲ	1（30）
		基礎看護学方法論Ⅳ	1（30）
		基礎看護学方法論Ⅴ	1（30）
		基礎看護学方法論Ⅵ	1（30）
		基礎看護学方法論Ⅶ	1（30）
		基礎看護学方法論Ⅷ	1（30）
		基礎看護学技術演習Ⅰ	1（15）
		基礎看護学技術演習Ⅱ	1（15）
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1（45）
		基礎看護学実習Ⅱ	2（90）
	小計		14（435）
専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1（30）
		成人看護学方法論Ⅰ	1（30）
		成人看護学方法論Ⅱ	1（30）
		成人看護学方法論Ⅲ	1（30）
		成人看護学方法論Ⅳ	1（30）
		成人看護学方法論Ⅴ	1（30）
	老年看護学	老年看護学概論	2（30）
		老年看護学方法論Ⅰ	1（30）
		老年看護学方法論Ⅱ	1（30）
	小児看護学	小児看護学概論	2（30）
		小児看護学方法論Ⅰ	1（30）
		小児看護学方法論Ⅱ	1（30）
	母性看護学	母性看護学概論	1（30）
		母性看護学方法論Ⅰ	1（15）
		母性看護学方法論Ⅱ	1（30）
		母性看護学方法論Ⅲ	1（15）
	精神看護学	精神看護学概論	1（30）
		精神看護学方法論Ⅰ	1（30）
		精神看護学方法論Ⅱ	1（15）
		精神看護学方法論Ⅲ	1（15）

区分		授業科目	単位（時間数）
専門分野Ⅱ	臨地実習	成人看護学実習Ⅰ	2（90）
		成人看護学実習Ⅱ	2（90）
		成人看護学実習Ⅲ	2（90）
		老年看護学実習Ⅰ	2（90）
		老年看護学実習Ⅱ	2（90）
		小児看護学実習	2（90）
		母性看護学実習	2（90）
		精神看護学実習	2（90）
	小計		38（1,260）
統合分野	在宅看護論	在宅看護論概論	1（15）
		在宅看護論方法論Ⅰ	1（30）
		在宅看護論方法論Ⅱ	1（30）
		在宅看護論方法論Ⅲ	1（15）
	看護の統合と実践	看護管理・研究	1（30）
		災害・国際看護	1（15）
		看護の実践と安全	1（15）
		臨床看護の実践	1（30）
	臨地実習	在宅看護論実習	2（90）
		看護の統合と実践	2（90）
	小計		12（360）
総合計			100（3,015）

1）　1単位の換算規定講義及び演習は、15～30時間の授業をもって1単位とする。

2）　実技、実験、校内実習は、30～45時間の授業をもって1単位とする。

3）　臨地実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

成績評価の基準・方法

（概要）

【様式第２号の３（再掲）】

「評価及び評価基準」

１．評価は、筆記試験、レポート、口答又は、実技試験、実習その他適宜な方法により行なうものとする。

２．学科試験は、各学期末または科目の所定の授業終了後行なうものとする。

３．臨地実習の評価は、実習指導者との協議の上、当該実習担当教員が総合的に判断して行う。但し指定された記録物が、期日に提出されなければ不合格となる場合がある。

４．評価を受けなかった場合は、当該科目の履修は無効となる。

５．成績の評価は、100 点満点とし、表で示す基準により評点が 60 点以上であった場合、合格となり、評語 A・B・C で評価する。59 点以下は不合格となり、評語は D で評価する。

判　　定		合　　格				不合格
評価	評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59 以下
	評語	A	A	B	C	D
GP（後述）		4	3	2	1	0

６．授業科目の Grade Point（以下 GP）の平均値 Grade Point Average（以下 GPA）は学修への取り組みを質的に把握するための指標である。前項の成績評価に対して、GP を設定し、授業科目の GP の平均値 GPA を算出する。

（１）GP は、Ａを 4 点及び 3 点、Ｂを 2 点、Ｃを 1 点、Ｄを 0 点とする。

（２）GPA は、GP と単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までを表示する。

（３）GPA 算入対象科目は、学則第 16 条関係別表にある授業科目とする。ただし、学則第 21 条に定める認定された入学前の既習単位は GPA 算入対象外とする。

（４）算出された GPA の目安

GPA	総合評価
3.5～4.0	大変優秀な成績
3.2～3.4	優秀な成績
1.6～3.1	平均的な成績
1.0～1.5	努力を要する成績
0～0.9	より一層努力を要する成績

卒業・進級の認定基準
（概要） 「卒業の要件」【様式第２号の３（再掲）】 １．卒業が認定されるためには、定められた修業年限以上在学し、所定の単位数を修得しなければなりません。 ２．本校における授業科目は全て必修です。

	3 年以上在学（休学及び停学期間を除く）但し 6 年を越えて在学することはできません。
修得 単位数	学則別表（第 16 条関係）教育課程を参照して下さい。 1　基礎分野　15 単位 2　専門基礎分野　21 単位 3　専門分野Ⅰ3　14 単位 4　専門分野Ⅱ　38 単位 5　統合分野　12 単位　合計 100 単位

「進級の認定」
　教育計画に基づく授業科目を履修し、その試験に合格（100 点満点中 60 点以上）した者、また所定の授業時間の 3 分の 2 以上出席した者に単位の認定を与え、進級査定会議において決定する。

学修支援等
（概要） 「砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例」 　卒業後に砂川市立病院に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与することによりこれらの者の修学を容易にすることを目的とする。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
２８人 （100%）	０人 （0%）	２８人 （100%）	０人 （0%）
（主な就職、業界等） 砂川市立病院・市立札幌病院・東徳州会札幌病院・手稲渓仁会病院など			
（就職指導内容） 砂川市立病院採用説明会の開催、関係業界の就職支援セミナーの開催など			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家資格			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
９４人	３人	３．１％
（中途退学の主な理由） **進路変更**		
（中退防止・中退者支援のための取組） **スクールカウンセリング及び傾聴法の実施**		

②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料（年間）	その他	備考（任意記載事項）
看護	50,000 円	180,000 円	60,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	

修学支援（任意記載事項）
砂川市病院事業看護学生修学資金貸与制度あり

ｂ）学校評価

自己評価結果の公表方法
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページ：http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）
学校の運営及び教育活動等の状況について評価及び提言を行い、本校の教育・研究並びに学校運営に関して、より一層の発展に資することを目的とし、外部委員として５名の構成により、学校長の要請により開催する。
学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
開業医師	２年	医師会長
大学　学部部長	２年	専門職業人育成学専攻
公立病院看護部長	２年	地域医療機関看護部長
関係機関実習指導者講習講師	２年	前　本校副学校長
元　小学校校長	２年	本校模擬患者ボランティア

学校関係者評価結果の公表方法
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページ：http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html
第三者による学校評価（任意記載事項）

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
ホームページ：http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html

（別紙）

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が 1 人以上 10 人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が 0 人の場合には、「0 人」と記載すること。

学校名	砂川市立病院附属看護専門学校
設置者名	砂川市長　善岡　雅文

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		１１人	１０人	２１人
内訳	第Ⅰ区分	６人	６人	
	第Ⅱ区分	４人	４人	
	第Ⅲ区分	１人	０人	
家計急変による支援対象者（年間）				０人
合計（年間）				２１人
（備考）				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	０人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	１人	０人	０人
修得単位数が標準単位数の５割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下）	０人	０人	０人
出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況	０人	０人	０人
「警告」の区分に連続して該当	０人	０人	０人
計	１人	０人	０人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	０人	前半期	０人	後半期	０人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	０人
３月以上の停学	０人
年間計	０人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	０人
訓告	０人
年間計	０人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の６割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下）	０人	０人	０人
ＧＰＡ等が下位４分の１	１人	０人	０人
出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況	０人	０人	０人
計	１人	０人	０人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。